

農地中間管理事業

農地中間管理事業とは

県知事が指定した農地中間管理機構（群馬県農業公社）が、農地の中間的受け皿となり、農地を貸したい人（出し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家（受け手）へ農地を貸し付ける制度です。

農地中間管理事業のしくみ

出し手
農地所有者



※市街化区域以外にある
田・畑等が対象です。

高齢で農業をやめ
たいけれど、大切
な農地を荒らすわ
けにはいかない。

相続した農地を誰
かに貸したい。

地域内の農地を借
りて規模を拡大し
たい。

バラバラな農地を
まとめたい。

受け手
借受者



地域の話し合い（地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）の
作成・見直し等）

マッチング

連携 協力

市町村、農業委員会、
JA等

賃料

公社へ
貸付け

公社から
借受け

群馬県農業公社
農地中間管理機構

農地の貸し借り
の手続きを行っ
ています。

借りたい農地のある市町村、農業委員会に相談してください。

◆公社への貸付期間は
原則 10 年以上です。
（5 年まで短縮可）

農地の借り入れ

出し手（農地所有者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社が借り入れます。

農地の貸し付け

受け手（借受け者）による農用地利用集積等促進計画等への同意（記名・押印）、県の認可・公告等を経て、公社を通して貸し付けられます。

●農地の貸し借りにおいて出し手（地権者）や受け手（担い手農家）が行うべきこと

令和5年度より法律の一部改正が行われ、農地中間管理事業を活用するには**地域計画**を作成の上、地域計画に伴う農地の貸し借りの契約を農地中間管理機構が行います。

このため、**地域計画（地域農業の将来のあり方＋目標地図）を作成するにあたり、出し手（地権者）と受け手（担い手農家）が積極的に地域計画策定のための協議の場**に出席し、**土地の貸出し希望や借受け希望等の意見をあげていくことが必要**となります。

地域計画とは？地域計画の策定とは？

その地域の農業の将来の在り方等について、**農業者、農業委員会、農地中間管理機構、ＪＡ、土地改良区**などによる協議の場を市町村は地域ごとに設け、その協議結果を踏まえて、その地域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を策定。

地域計画は、令和5年4月1日から2年以内（令和7年3月末まで）に策定。（基盤法18～20）

地域計画（目標地図）の作成とは？

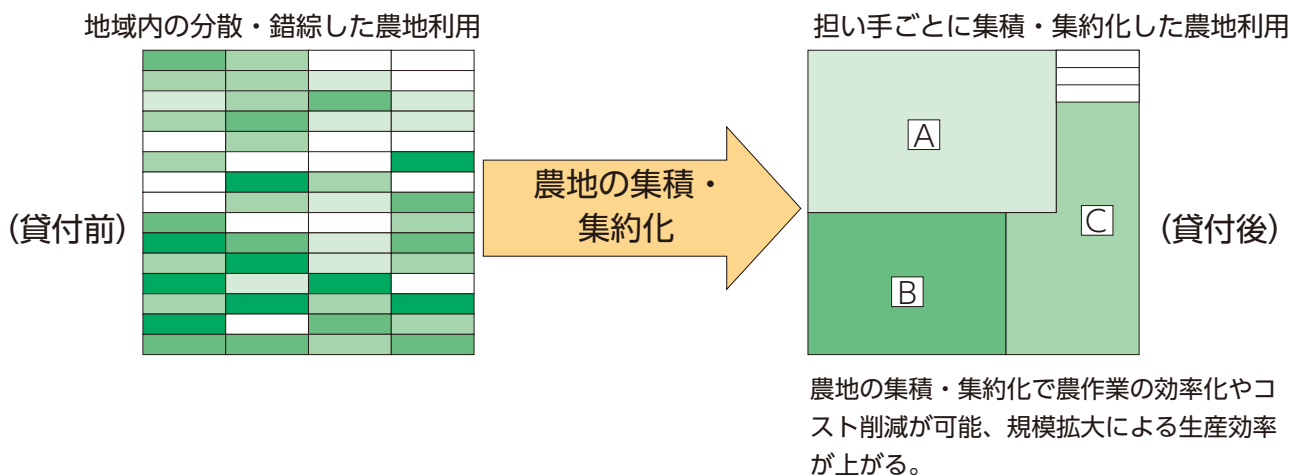
農業委員会は、**農業者の意向等の情報を勘案して**、農地中間管理機構、ＪＡ、土地改良区等の関係者の協力を得て、目標地図の素案を作成し、市町村に提出。

目標地図には**農業を担う者ごと**に利用する農用地等を定めて表示。

【農地中間管理事業活用の効果】

- 担い手への農地の集積と分散している農地の集約化
- 新規参入の促進
- 未活用農地の有効活用

集積・集約化のイメージ



農地中間管理事業活用のメリット

農地を貸したい方（出し手）

- 公的機関なので安心して農地を貸すことができます。
- 貸付期間満了後、農地は確実に戻ります。継続して貸付することもできます。
- 賃料が口座振込により確実に公社から支払われます。
- 一定の要件を満たせば「機構集積協力金」の交付対象になります。

農地を借りたい方（受け手）

- 長期に安定した農地の借入れができます。
- 賃料は、公社がまとめて出し手に支払うので事務が一本化できます。
- 農地の集約化により、経営の効率化につながります。
- 認定農業者であれば、スーパーL資金が5年間無利子になります。

機構集積協力金（令和6年度）

地域に対する支援

地域集積協力金

地域で公社にまとめた農地を貸し付けた場合、その地域に対して協力金が交付されます。

集約化奨励金

農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金が交付されます。

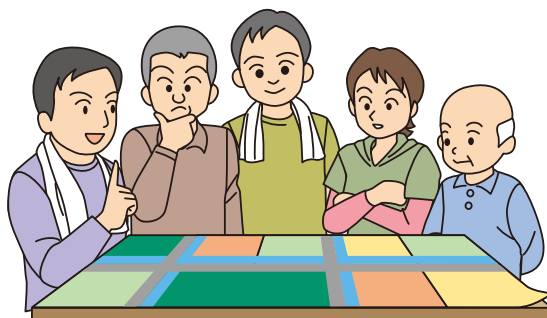
機構集積協力金の要件・交付単価などは、県又は農地が所在する市町村にお問い合わせください。

農地中間管理事業で借り受ける農地

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化及び高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借受希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

※公社の借受期間は、原則として10年以上とします。

※原則として、公社が借り受けて、1年間を経過しても借受希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします。



農地中間管理事業の受付窓口

1. 農地中間管理機構

組織名・担当部署	住 所	連絡先
公益財団法人 群馬県農業公社	前橋市総社町総社 2326-2	027-251-1220

2. 県

組織名・担当部署	住 所	連絡先
群馬県	農政部農業構造政策課経営基盤係	前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
	中部農業事務所担い手・園芸課	前橋市上細井町 2142 番地 1
	西部農業事務所担い手・園芸課	高崎市台町 4 - 3
	吾妻農業事務所担い手・園芸課 農政係	吾妻郡中之条町大字中之条町 664
	利根沼田農業事務所担い手・園芸課	群馬県沼田市薄根町 4412
	東部農業事務所担い手・園芸課	太田市西本町 60 番地 27

3. 市町村

組織名・担当部署	住 所	連絡先
前橋市	農業委員会事務局	前橋市大手町二丁目12-1
高崎市	農政部農林課	高崎市高松町35番地1
桐生市	農林振興課農業振興担当	群馬県桐生市織姫町1番1号
伊勢崎市	農政課農地利用係	伊勢崎市今泉町二丁目410番地
太田市	農業政策課農政係	太田市新田金井町29
沼田市	農林課 農業委員会事務局	群馬県沼田市下之町888番地
館林市	農業委員会事務局農地係	館林市城町 1 番 1 号
渋川市	産業観光部農政課	渋川市石原80番地
藤岡市	経済部農政課農業振興係	藤岡市中栗須327番地
富岡市	経済産業部農林課農業振興係	富岡市富岡1460-1
安中市	農林課農政係	安中市松井田町新堀245
みどり市	農林課農政係	みどり市大間々町大間々1511番地
榛東村	産業振興課	榛東村大字新井790番地1
吉岡町	産業観光課 農業振興室 農業委員会事務局	吉岡町下野田560
上野村	振興課	上野村大字川和 1 1
神流町	産業建設課農業係	神流町大字万場90番地6
下仁田町	農林課農業係	下仁田町大字下仁田682
南牧村	振興整備課産業係	甘楽郡南牧村大字大日向1098
甘楽町	産業課農林係	群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
中之条町	農林課農地係	中之条町大字中之条町1091
長野原町	農林課農林係	吾妻郡長野原町大字長野原1340番地1
嬬恋村	農林振興課農業委員会事務局	嬬恋村大字大前110
草津町	総務課	草津町大字草津28番地
高山村	農林課	高山村大字中山2856番地1
東吾妻町	農業委員会	東吾妻町大字原町1046
片品村	農林建設課農政係	群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3
川場村	田園整備課・農政係	利根郡川場村大字谷地3200
昭和村	産業課農政係	昭和村大字糸井388
みなかみ町	農林課農地利用係	利根郡みなかみ町月夜野938-1
玉村町	経済産業課農業委員会事務局	玉村町大字下新田201番地
板倉町	産業振興課	板倉町大字板倉2682番地1
明和町	産業振興課農政係	群馬県邑楽郡明和町新里250-1
千代田町	産業振興課農政係	千代田町大字赤岩1895番地1
大泉町	農業振興課農業振興係	大泉町日の出55-1
邑楽町	農業振興課農政係	邑楽町大字中野 2570 番地 1

4. その他

組織名・担当部署	住 所	連絡先
J A 前橋市	営農部	前橋市江木町 770 番地 1
J A 佐波伊勢崎	営農支援課	伊勢崎市連取町 3096 番地 1
JA 邑楽館林	園芸部 営農企画課	館林市赤生田町 847
邑楽土地改良区		板倉町大字海老瀬 6122 番地
公益財団法人玉村町農業公社		玉村町大字福島 471 番地
牛の平土地改良区		片品村大字鎌田 3967 番地 3

(令和6年4月修正)



農業公社
YouTube
チャンネル

公益財団法人 群馬県農業公社 群馬県農地中間管理機構

〒371-0852 群馬県前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術センター内)
TEL:027-251-1220 FAX:027-251-0677 URL:<https://www.gnk.or.jp/>



農業公社 HP